

四日市市教委告示第6号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第22条第1項及び第2項の規定に基づき、次のものを四日市市指定無形文化財（工芸技術）として指定し、保持者を認定するので、同第4項の規定に基づき告示する。

平成30年3月22日提出

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市指定無形文化財（工芸技術）

指定種別	無形文化財（工芸技術）
指定名称	日永うちわの製作技術
文化財所在地	四日市市日永四丁目6番2号
工芸技術の保持者の認定	氏名：稲垣 和美
	生年月日：昭和37年1月29日
	住所：四日市市日永四丁目

（社会教育課）